

2026 年度 学芸員課程科目履修希望者向け資料

博物館学芸員に関する科目として「博物館法施行規則」（文部科学省令）により定められた必修科目を 19 単位以上修得することが定められていますが、本学の課程では、必修科目 9 科目 19 単位および選択科目 8 単位の単位修得が必要です。

1. 出願資格および証明書の提出について

出願資格：本学学芸員課程で学芸員資格取得を目的とする本学卒業生の方、及び本学大学院生。

証明書：「成績証明書」又は「学芸員資格単位修得証明書」で必要科目・単位を確認し、出願前に必ず資格教職課 (gakugei@obirin.ac.jp) へメールで履修する科目について連絡してください。他大学で修得した単位がある場合は上記証明書を提出してください。

2. 選考及び説明会

学芸員課程教員との面接による選考を行います。無断で面接を欠席された場合は不合格となります。

また、「博物館実習」を履修希望の方は博物館実習関係の手続き等、対象となる説明会には必ず出席してください。ただし、説明会はすべて在学生を対象に行っています。とくに、履修方法については異なる場合がありますので、個別に資格教職課（町田キャンパス明々館 2 階）で確認してください。

選考	日時	教室	対象者
選考（面接）	3 月 11 日（水）13：00～	明々館 BM501 教室	出願者全員

2026 年度「博物館実習」関連の説明会等

説明会等	日時	教室	対象者
博物館実習本登録ガイダンス	4 月 2 日（木）10：00～11：00	太平館 BT303 教室	「博物館実習」 履修希望者
博物館実習入門①（授業）	4 月 9 日（木）2 限～4 限	太平館 BT303 教室	
博物館実習入門②（授業）	4 月 10 日（金）2 限～4 限	太平館 BT303 教室	

2027 年度「博物館実習」関連の説明会等

説明会等	日時・教室	対象者
第 1 回 博物館実習仮登録ガイダンス	2026 年 11 月	2027 年度「博物館実習」履修希望者 日時・会場の詳細は e-Campus 等でお知らせします。
第 2 回 博物館実習仮登録ガイダンス	2026 年 12 月	

3. 登録費の納入

「博物館実習」を履修希望の場合は、科目等履修の授業料とは別に学芸員課程登録費が必要になります。春学期博物館実習本登録ガイダンス後に登録費 3 万円を納入してください。詳細はガイダンスで説明いたします。

※博物館実習費は登録費から充てられます。

4. 実習先について

出願する前に必ず資格教職課にメール（gakugei@obirin.ac.jp）で、館務実習を希望する博物館の募集内容や内諾状況についてお知らせください。手続きの都合上、4月1日以降に応募できる博物館での実習となりますので、ご注意ください。

5. 履修方法

博物館学芸員課程については「2026年度履修ガイド」をよく確認し、必要科目や手続き等を理解してください。科目は「科目等履修・聴講生時間割表 資格・教職科目」の「学芸員課程科目」から、履修を希望する授業科目の開講曜日・時限を確認してください。

「博物館実習」3単位を履修するためには、下記の必修科目をすべて修得していることが条件となります。春学期に「博物館実習」（春・秋通年3単位^注）を履修してください。

なお、科目等履修生は「博物館実習履修条件」、成績、学芸員課程履修に対する意欲等から総合的に判断して「博物館実習」履修の可否を決定します。

なお、他大学での修得単位は必修単位の半数未満が認められます。

注：春学期に履修登録を行い、秋学期に3単位修得となる。秋の出願フォームも同科目を入力してください。但し、授業料は春学期に3単位分の納入となります。

本学開設授業科目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館教育論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2

6. 学芸員資格申請について

科目等履修を終了する際に、資格取得のための申請を行ってください。なお、本学で開講する学芸員資格取得のために必要な必修科目と選択科目の単位数は、「2026年度履修ガイド」博物館学芸員 履修方法をご参照ください。

選択科目は本学の独自のカリキュラムとして、表Ⅰ～Ⅴの5分野のうちから2分野以上にわたり、それぞれの分野から4単位以上、計8単位以上の修得が必要です。充実した専門知識は博物館学芸員として不可欠のものであるため、各分野ともできるだけ多く修得することが望まれます。選択科目についても資格の要件を満たした上で、申請してください。

7. その他

学芸員課程に関する連絡は、すべてe-Campus・moodleで掲示します。見落とした場合、博物館実習、資格取得に支障をきたすことがありますので十分注意してください。不明な場合は、資格教職課までお問い合わせください。